

## あけぼの

第22号

平成29年2月16日発行

教委人権教育課

☎229-3253 FAX 229-3332

## すべての子どもが、ありのままで受け入れられること

「私は、女の子？ それとも、男の子？」

そんな疑問に悩んでいる子は、実は少なくありません。ある調査によれば、約13人に1人が「性的マイノリティー」とされています。

平成27年4月30日に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知が出され、教職員に対して「からだの性」と「こころの性」が一致しない子どもたちへのきめ細やかな対応を求めました。この通知の中では、こうした悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害の子どもだけでなく、いわゆる「性的マイノリティー」とされる子どもたち全体に共通するものだとしています。数の多さで、「当たり前」が決まるわけではありません。マイノリティー(少数派)だから恥ずかしい存在なのではありません。しかし、進路、就職、恋愛、結婚などさまざまな場面で周囲の無理解や偏見により、「少数派」は苦しみます。

ホモやオカマなどの揶揄する言葉が笑いながら交わされている集団の中にいることが耐えられないと感じている「性的マイノリティー」の子が目の前にいるかもしれません。「性的マイノリティー」の子どもが身近にいないのではなく、いないと思われているからこそ起きている問題というものがたくさんあるのではないのでしょうか。

「性的マイノリティー」とされる子どもたちが、ありのままで受け入れられ、安心でき、幸せになるためには、まず、周りの大人が自分の中にある偏見に気付き、この子たちを理解しようとする必要があります。変わらなければならないのは、この子たちが生きにくいと感じている社会の意識です。



特集「多様な性について考える」では、性的マイノリティーの問題から、「誰もがありのままで受け入れられること」について考えてみたいと思います。

## 市民人権講座を開催しました

## ハンセン病問題を考える



昨年の8月15日、市民人権講座を開催し、三重テレビ放送株式会社報道制作局長の小川秀幸さんのお話を聞くことができました。

小川さんは、取材を通してハンセン病問題に出会いました。そこで今回は、ハンセン病回復者に対する差別や偏見の解消に向けた自身の取り組みについて講演していただきました。

明治40年に制定された「らい予防法」によって、平成8年にこの法律が廃止されるまでの約90年間、ハンセン病と診断された患者は療養所に強制収容され隔離されてきました。その政策は、「ふるさとを捨てさせられた」と思わせるほど患者の基本的な人権を奪い、存在を排除するものでした。

戦後、特効薬の普及によって入所者はすでに病気が完治していたにもかかわらず隔離政策が続けられ、「らい予防法」が廃止された後も、

ほとんどの回復者は、療養所から故郷に帰ることはできませんでした。

その理由の一つとして、一部に未だ「病気が感染するのではないか」といった誤った認識や社会の偏見が残っていることが挙げられます。

このため、平成21年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、差別や偏見の解消に向けた啓発を行い、療養所を地域に開放していこうという取り組みが始まりました。県内でも、「ハンセン病問題を共に考える会・みえ」が発足し、講演会・作品展などの啓発活動が行われています。

小川さんは講演の最後に「療養所の中に患者(病気)はない。偏見という病が療養所の外にある」そして「たくさんの市民の方々に、ハンセン病に対する正しい認識と回復者の思いを伝えていきたい」と、おっしゃっていました。

※文中の「回復者」：現在、療養所にいる人たちは、病気が完治した人たちばかりなので、「患者」と言わず「回復者」と呼んでいます。